

こくぶ脳外科デイケアセンター運営規程

(指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション)

(事業の目的)

第1条 医療法人社団こくぶりが開設するこくぶ脳外科デイケアセンター（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 こくぶ脳外科デイケアセンター
- 二 所在地 高松市国分寺町新名3836番2号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 医師1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所リハビリテーションの提供に当たる。
- 二 理学療法士 3名以上（常勤専従3名以上）
理学療法士は、指定通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーションの提供に当たる。
- 三 看護師 1名（非常勤専従1名）
看護師は、指定通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーションの提供に当たる。
- 四 介護職員 2名以上（非常勤専従2名以上）
介護職員は、指定通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 1単位目、2単位目は月～土曜日として、3単位目は月曜日、火曜日、水曜日、金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時～午後6時00分（木、土曜日は午前9時～12時30分）
 - サービス提供時間 1単位目 9時10分～10時30分
 - 2単位目 10時40分～12時00分
 - 3単位目 14時30分～15時50分

(指定通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、介護予防通所リハビリテーションも含めて、1単位目30人、2単位目30人、3単位目30人とする。

(指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- 一 指定通所リハビリテーション（集団・個別リハビリテーション等）
 - 二 居宅と事業所間の送迎
 - 三 リハビリテーションマネジメント
 - 四 短期集中個別リハビリテーション
- 2 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とする。
- 3 前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
- 一 その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 第2項及び第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の事業実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、高松市国分寺町、檀紙町、御厩町、中間町、円座町、西山崎町、岡本町、川部町、綾川町（畑田、陶、萱原）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第9条 利用者が指定通所リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。
- 一 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。

二 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(非常災害対策)

第10条 事業者は、消防法に規定する防火管理者又は防火管理についての責任者を設置して、消防計画（これに準ずる計画を含む。）を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

2 事業者は、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成するとともに、当該計画に基づき、必要な訓練等を実施する。

(苦情処理)

第11条 管理者は、提供した指定通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第13条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業者は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 年2回以上（1回を1時間程度）

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はこくぶ脳外科・内科クリニックと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(高齢者虐待防止の推進)

第15条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
 - 二 事業者における虐待防止のための指針を整備すること。
 - 三 事業者において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

附 則

- この規程は、平成28年7月1日から施行する。
- この規程は、平成28年9月1日から施行する。
- この規程は、平成29年2月13日から施行する。
- この規程は、平成29年7月1日から施行する。
- この規程は、平成29年11月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、平成31年3月1日から施行する。
- この規程は、平成31年5月1日から施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- この規程は、令和7年4月1日から施行する。